

羽生市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

令和7年4月1日決裁

羽生市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、これを広く普及させるとともに、手話を使用しやすい環境を整え、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、羽生市手話言語条例（令和7年条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定める。

- 1 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること（条例第6条第1項第1号）
 - （1）手話を必要とする者に対する理解を推進するために、市の広報誌やホームページなどを活用する。
 - （2）市民が手話に親しむことができるよう、手話講習会を開催する。
 - （3）手話が言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。
- 2 手話による情報の発信及び取得に関すること（条例第6条第1項第2号、第7条）
 - （1）市主催の各種行事や会議を行う際に、必要に応じて手話通訳者又は手話奉仕員（以下「手話通訳者等」という。）を派遣するための適切な環境づくりに努める。
 - （2）教育委員会と連携し、市内小・中学校の児童・生徒及び教職員等が手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。
 - （3）市職員が、手話によるあいさつや聴覚障がいのある方への基本的な対応を学ぶため、手話研修会を実施する。
 - （4）事業者等が、施策の推進に関して必要な取組を進められるよう、情報提供を行う。
 - （5）災害等が発生した場合において、手話を必要とする者が必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通ができるよう、手話等による情報発信に努めるとともに、避難所その他情報を必要とする場所に手話通訳者等を派遣するなどの支援に努める。
- 3 手話による意思疎通の支援に関すること（条例第6条第1項第3号）
 - （1）社会福祉法人埼玉県聴覚障害者福祉会と連携し、手話を必要とする者への手話通訳者等派遣事業の推進に努める。
 - （2）手話講習会（入門・初級）を充実し、手話奉仕員の育成に努める。
- 4 その他の事項
 - （1）羽生市聴覚障害者協会や羽生手話サークルと連携し、施策を推進するものとする。

る。

- (2) 本方針に定める施策について、適宜実施状況を検証し、必要に応じて見直すことができるものとする。